決裁区分	部長	課長	課長代理	担当	起案	分類	0 · 2 · 4
						起案	27 • 10 • 27
内	栗原	志村	志村	久保谷	石原	決裁	27 • 10 • 28
' -						施行	

秦野市公共施設再配置計画推進会議開催結果

会議名	□ 平成 年度 第 回 本	大部会						
	□ 平成 年度 第 回 公	公共施設使用料見直し	プロジェクトチーム					
	■ 平成 27 年度 第 7回 2	公共施設使用料見直し	ワーキンググループ					
開催日時	平成 27 年 10 月 27 日	(火) 午後 1時30分	~午後 2時15分					
開催場所	3 A 会議室							
	人権推進課長	らし安全課長	地域福祉課長					
	高齢介護課長	ども育成課長	スポーツ振興課長					
山中子	環境保全課長	 全 業政策課長	生涯学習課長					
出席者	図書館長							
	公共施設再配置推進課長(グループリーダー)							
	事務局 公共施設再配置推進							
議題	1 低利用時間帯の有効活用に関する提案の募集について							
議題	2 その他							
配付資料	資料 1 低利用時間帯の有効活用に関する提案の募集について(案)							
	資料2 各公共施設の夜間和	利用率等						
	会	議結果						

【議題1】低利用時間帯の有効活用に関する提案の募集について

- ① 前回の会議において、地方自治法に基づく例外的利用について、その妥当性を検証すべきという意見があったことから、10月8日に市の顧問弁護士へ口頭による相談を行った。その概要は、「地方自治法に目的外使用の規定があるのは事実であるが、一方で、施設の設置及び管理については、条例を定めるという規定があるのも事実であり、設置条例に反するという意見も当然寄せられるだろう。法律及び条例上のリスクがまったくないものではないということに留意したうえで、試行実施に関する最終判断をされたい。」とのことであった。これを踏まえ、内容を再考し、今回の試行においては、条例で「設置目的以外の目的での使用」を規定し、すでに有料で利用させている「保健福祉センター」及び「曲松児童センター」の2施設で行う案とした。
- ② 曲松児童センターにおいて、「非代替率3.9%」とのことであるが、その3.9%に該当した場合の利用者への対応はどのようか。
- ⇒ 施設内の他の部屋や近隣の他施設を案内するが、利用の日程を変えられないか促していくことになる。
- ③ 利用の期間についてはどのようか。
- ⇒ 目的外使用は1年を超えられない。平成28年4月から最長1年の期間内で利用者の希望に合わせて利用してもらう。予約システム上は庁内利用(または自主事業)として処理していただきたい。
- ④ 一般利用者に対する説明を十分に行うため、規則などがあった方が良いが、制定 (改正)などを予定しているか。
 - ⇒ 募集開始時までに検討する。
- ⑤ 歳入の処理についてはどのようか。
- ⇒ 通常は納入通知書を発行し、金融機関で納付してもらうが、一括にするのか、分割にするのかという事務の取り扱いも定める必要がある。提案者との対話を通して募集開始時までに検討する。
- ⑥ 他に特段の意見が無いようなので、WGとして原案を了承し、この後、PTに諮ったうえで、11月1日に公表したい。広報にも掲載する。

【議題2】その他

- ① 本年7月から9月に実施した「利用者負担の適正化に向けた実証実験」の結果は次のとおり。本日のWGでは数値の口頭報告に留めるが、整理して公表するとともに、本格実施にあたっては、今後、使用料の見直しに合わせてこのWGでも検討していく。 (子ども個人利用の無料化)
- ・中央運動公園プール 子ども利用者は前年比8%増
- ・総合体育館 子ども利用者は前年比119%増
- ・おおね公園温水プール 子ども利用者は前年比56.9%増
- 公民館卓球 子ども利用者は11館合計で約200人 (新規施設の試行的開放)
- ・くずはの家 実績なし
- 桜土手古墳展示館映像室 1件(2,000円)
- 図書館視聴覚室 1件(1,500円)
- ② 平成28年度予算の編成にあたって、使用料の見直しを想定した予算を組むと、使用料改定の議案の採決との間に齟齬を来たす可能性もある。予算の編成にあたっては、現時点では使用料見直し分は考慮しないこととする。今後、関係部署等との調整により事務の取り扱いに変更が生じる場合は、随時連絡する。

備考		
1/#1/5		